（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

**第二条**　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次 | 目次 |
| 第一章～第三章　（略） | 第一章～第三章　（略） |
| 第四章　管理 | 第四章　管理 |
| 第一節　（略） | 第一節　（略） |
| 第二節　役員（第五十七条の二―第六十五条） | 第二節　役員（第五十八条―第六十五条） |
| 第三節～第十節　（略） | 第三節～第十節　（略） |
| 第五章～第十章　（略） | 第五章～第十章　（略） |
| 附則 | 附則 |
| （役員となることができない者） | （新設） |
| **第五十七条の二**　法第二十九条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 | |

（児童福祉法施行規則の一部改正）

**第三条**　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第六条の二**　法第十八条の五第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 | （新設） |
| **第六条の二の二**　（略） | **第六条の二**　（略） |
| **第六条の六**　指定保育士養成施設の長は、第六条の二の二第一項第三号の規定による修業教科目及び単位数を同号の規定による方法により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。 | **第六条の六**　指定保育士養成施設の長は、第六条の二第一項第三号の規定による修業教科目及び単位数を同号の規定による方法により履修して卒業する者に対し、第一号様式により、指定保育士養成施設卒業証明書を交付しなければならない。 |
| **第六条の三十四**　保育士が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行った都道府県知事に届け出なければならない。 | **第六条の三十四**　保育士が次のいずれかに該当するに至った場合は、当該保育士又は戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行った都道府県知事に届け出なければならない。 |
| 一　死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する届出義務者 | 一　死亡し、又は失踪（そう）の宣言を受けた場合 |
| 二　法第十八条の五第一号に該当するに至った場合　当該保育士又は同居の親族若しくは法定代理人 | 二　法第十八条の五各号（第四号を除く。次条において同じ。）のいずれかに該当するに至った場合 |
| 三　法第十八条の五第二号、第三号又は第五号に該当するに至った場合　当該保育士又は法定代理人 | （新設） |